

平成27年度

第4回杉並区まちづくり景観審議会  
議事録

平成28年1月26日(火)

議 事 録

会議名		平成27年度第4回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成28(2016)年1月26日(火)午後2時00分～午後4時25分
出席者	委員	有賀、篠沢、大澤、尾谷、園、中島、亀山、小張、松本
	説明者(区)	政策経営部 施設整備担当課長 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、都市再生担当課長 建築課長、土木管理課長 土木計画課長、みどり公園課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成27年度第4回まちづくり景観審議会座席表</li> <li>2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿</li> <li>3 まちづくり構想提案書(荻窪駅周辺地区まちづくり構想) (まちづくり景観審議会資料1)</li> <li>4 杉並区景観計画見直しの考え方 (まちづくり景観審議会資料2)</li> <li>5 杉並区景観計画の主な見直し内容 (まちづくり景観審議会資料3)</li> <li>6 杉並区景観計画見直し素案 (まちづくり景観審議会資料4)</li> <li>7 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料5)</li> </ol>
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 荻窪駅周辺地区まちづくり構想について</li> <li>② 杉並区景観計画の見直しについて</li> </ol> </li> <li>2 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について</li> </ol> </li> </ol>

## 平成 27 年度第 4 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それでは、定刻となりましたので、平成 27 年度第 4 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

本日のまちづくり景観審議会につきましては、〇〇委員から欠席する旨の連絡をいただいております。また、〇〇委員から若干おくれて到着される旨連絡がございました。したがって、まちづくり景観審議会委員 10 名のうち現在 8 名の委員が出席されておりますので、第 4 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立しております。

また、本日は、審議案件でございます荻窪駅周辺地区まちづくり構想にしまして、荻窪まちづくりを担当しております都市再生担当課長が出席しておりますので、後ほどご説明をさせていただきます。

それでは、審議会の開会を会長、よろしくをお願いいたします。

会 長 皆さん、どうもこんにちは。

ただいまから第 4 回杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。

本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 本日、1 名の方から傍聴の申し出がございます。

会 長 事務局から今、傍聴の方が 1 名いらっしゃるというご報告でしたが、よろしゅうございますでしょうか。

では、お認めしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から議題の宣言をお願いします。

まちづくり推進課長 本日ご報告する案件は 3 件でございます。

このうち審議案件は、荻窪駅周辺地区まちづくり構想についての意見聴取でございます。杉並区まちづくり条例第 18 条第 3 項に基づきまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、杉並区景観計画の見直しについての説明と、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第 6 条第 2 項の規定に基づく杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果についてのご報告をさせていただきます。

本日の資料でございますけれども、まちづくり景観審議会資料の 1 から 4 を事前に委員の皆様にお送りしてございます。

また、本日、席上には、まちづくり景観審議会資料 5 のほかに参考資料の①から⑤、さらに、事前にお送りしました資料の差しかえといたしまして、まち

づくり景観審議会資料2とまちづくり景観審議会資料3の8ページと9ページの差しかえ分をご用意させていただきましたので、資料につきましてご確認をいただければと存じます。不足は特にございませんでしょうか。

もし資料の不足等がございましたら、事務局のほうに申し出ていただければと存じます。以上でございます。

会 長

ありがとうございます。委員の皆様方、資料はよろしいでしょうか。

過不足がないようであれば、早速、議題に入らせていただきたいと思います。

まずは審議案件ということで、荻窪駅周辺地区まちづくり構想について説明をお願いします。

まちづくり推進課長 それでは、荻窪駅周辺地区まちづくり構想につきまして、所管であります都市再生担当課長から説明いたしますが、その前に、構想の概要等につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

市街地整備型まちづくり協議会でございます荻窪まちづくり会議からまちづくり構想提案書が提出されてございます。これに伴いまして区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いしたいと存じます。

提案書につきましては資料1のとおりでございますが、杉並区まちづくり条例施行規則第21条に規定されております要件を全て満たしているということでございます。また、同施行規則第20条でございますまちづくり構想の要件につきましては、事務局におきまして要件を全て満たしていることを確認してございます。

このまちづくり構想の対象区域の面積でございますけれども、約153ヘクタールでございます。なお、参考までに申し添えますと、対象区域内の世帯数は約1万8,000世帯ということでございます。

それでは、都市再生担当課長から内容につきましてご説明します。

都市再生担当課長 改めてまして、都市再生担当課長の花岡でございます。よろしくお願いいたします。

本日説明させていただく資料ですけれども、きょう機のほうに配付させていただいております参考資料の②、③、④と、以前お渡ししておりますまちづくり基本構想、この4つを使って説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、平成27年12月9日に荻窪まちづくり会議から、杉並まちづくり条例第18条に定めるまちづくり構想として会議がまとめました荻

窪駅周辺地区まちづくり構想が区長に提案されました。この提案を受けまして、本日、当審議会のご意見をお聞きし、当該提案を区の施策に反映することが適切であるかを判断しまして、適切であると認めるときは区の施策に反映させるよう努めてまいります。

会議のこれまでの経過でございますが、参考資料②の「これまでの流れ」をごらんください。

平成 25 年 6 月、荻窪まちづくり会議が発足し、協議会として活動を開始しております。平成 26 年 5 月、翌年ですが、杉並区まちづくり条例第 14 条に基づく市街地整備型まちづくり協議会に認定されました。会議の会員数ですが、現在、92 名となっております。

区はこれまで会議に対して、検討のための資料作成や会議の進行、ニュースの作成や配布などをコンサルタントに委託し、構想策定の支援をしてまいりました。会議では 2 年半をかけ検討を重ね、まちづくり構想としてまとめ、昨年、平成 27 年 12 月 9 日、杉並区長に構想の提案をしております。

次に、提案されました構想の内容について簡単に説明させていただきます。申しわけありませんが、本編の 3 ページをごらんいただけますでしょうか。

今回の会議の検討対象区域でございます。荻窪駅を中心に半径 500 メートルを基本とした、先ほども話がありましたが、約 153 ヘクタールの一点鎖線で囲まれた部分が今回の検討の範囲でございます。

会議の主な活動としましては、参考資料③の「まちづくり会議の主な活動」、A 4 の横の紙でございますが、ごらんいただけますでしょうか。

検討に当たっては、まず 3 つの分科会に分かれまして、主要テーマごとに検討しております。

まず 1 つが、安全・安心分科会。こちらでは、道路・交通、防災・防犯、にぎわい・活性化分科会では商業環境、コミュニティ、暮らしやすさ・文化・交流分科会では歴史・文化、居住環境、こういったテーマで議論をしております。また、3 分科会の共通のテーマである南北連携につきましては、分科会と別に南北連携検討会という検討会を開催し、荻窪南北の交流等をテーマに検討を行ってまいりました。

開催の回数でございますが、総会が 6 回、運営委員会は 19 回、分科会は延べ 27 回、3 分科会合同で 11 回開催しております。また、南北連携検討会は 4 回開催しております。

さらに、区域の住民の方々への周知としましては、荻窪まちづくり通信のニュースを各戸配布により6回配布しております。現在、構想の概要について最終的なニュースの発行の準備を進めております。

また、素案を取りまとめた段階で、地域の住民の方々に周知と意見を聞くために、平成27年7月21日から8月5日までの16日間、荻窪まちづくり通信による情報の提供や、地域区民センターやタウンセブンなど駅周辺の施設においてはパネル展示も行い、周知と意見募集を実施しております。そうしたことで、地区内だけではなく、広く来街者にも意見を求めています。

また、来街者に対する周知や意見の聴取については、毎年11月に荻窪で行われております荻窪音楽祭の開催期間にも公会堂で活動の状況のパネル展示などを行い、広く検討の内容や活動の状況について周知を行ってきております。そうした意見を踏まえ、荻窪駅周辺地区のまちづくり構想を作成しております。

荻窪駅周辺地区のまちづくり構想の概要ですが、最後のほうの参考資料④、A3横のものを見ていただきますと、まずは構想のまちづくりの目標ですが、「荻窪の歴史文化を礎に、次世代に向けて育む南北の絆」とし、駅の南北地域の連携を初めとする7つのテーマ、南北連携、道路・交通、防災・防犯、商業環境、コミュニティ、居住環境、歴史・文化、この7つのテーマについてそれぞれまちづくりの目標を定めまして、その7つの目標に対して実現に向けた重点的な取り組み、また、まちづくりの方向性といった形で構想を作成しております。

まちづくりの方向性につきましては本編の17ページから記載されておりますが、取り組む主体がどこなのか、区や東京都なのか、鉄道事業者など関係機関なのか、地域の住民の方々なのか、また、それらが協働して取り組むものなのかといった形で、主な主体として取り組むべきことを記載しております。

また、南北連携に関する取り組みにつきましては、実現に当たり時間もかかることも多く含まれておりますので、早期実現を目指す取り組みなのか、10年から20年後のまちの更新時期を見据えて検討に着手する取り組みなのかもあわせて記載しております。このように、内容はハード・ソフト両面から幅広い提案がされております。

簡単ですが、以上が提案の概要です。担当課としましては、会議の構想をできるだけ尊重し、施策に反映させるよう検討してまいりたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

どうもありがとうございました。

この「まちづくり条例のあらまし」という区からのパンフレットのフロー図を見ますと、きょうここのまちづくり景観審議会へ付議されたものの審議を経て、まちづくりルールの登録、公表。それから区のご判断では、区の政策への反映努力、地区計画等の原案作成その他というふうなところでフローが続いていく、この後はそのようなことになるということです。まずもって今回付議された荻窪駅周辺まちづくり構想の中身について、ご提案の内容については恐らくこれまで地元でも情報を十分周知されていると思うんですが、委員の先生方からもし何かお気づきのところがあれば、あるいはご質問があればお諮りしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、この参考資料の④が全体の概要を一目瞭然で見られるものなのかなと思っておりますが、これを参照いただきながらでも結構かと思ひます。あるいは本編のほうを引用いただければ、それも結構だと思うんですけども、もし何かお気づきのところがあればご発言をお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

委 員

余り詳しいところまで完全には見られていないんですけども、1点は、きょうは内容の話ということですけども、少し内容の前に、この構想をどのように今後生かしていくかという中で、杉並区としてはできる限り反映させるというのはわかるんですが、せっかく集まったこのまちづくり会議であるとか、あるいは当然、提案の中には杉並区がやるというだけじゃなくて、まさにまちづくり活動としていろいろやっていくこともあるかと思うんですけども、そういうものを支援したり、何か動きをもっと盛り上げていくような今後のそういう取り組みを、杉並区が逆に何か用意してあるのかどうかというところがやっぱり大事なかなと。何となく構想は立てたけれども、これでゴールみたいな感じになってしまうと全く意味がないなというのが1点目です。

あともう1点は、ちょっとこれは伺いきいかもしれないんですけども、今回は余りないような気がするんですけども、なるべく反映させるというときに、区の施策と少し反対のこととか、ちょっと矛盾していることが書いてあったりする可能性があるかと思ひます。

具体的には46ページにある福祉施設の図の中で、あんさんぶる荻窪の荻窪北児童館は、今この地域に行けばいろいろビラが張ってあるんですが、廃止して税務署を移転する計画が多分あるかと思うんです。例えばこの46ページだ

と、この図が何を意味しているかは読み取りにくいんですけども、一応ここに荻窪北児童館があるという地域構造を、地域の活動情報に一元化するという位置づけになっていますよね。これは明らかに今の杉並区の施策と少し違うのではないかと思うんですけども、そういうところはむしろ違ってもいいのか、それとも何か調整すべきなのか、多分ほかにもそういう点が結構あるのかなど思っているんですけども、そういうところを少し補足というか、教えていただけたらなと思うんです。

都市再生担当課長 まず1点目は、今後の展開、地元の活動というところでございますが、どの内容が今後まちづくり方針を策定していく中で書き上げられるかどうかというのは、来年度、まちづくり方針を策定するということで検討を行っていきますので、再度この中を検証しながらまちづくり方針の策定を行っていきたいと思っております。

区としてはそうなんですけど、地元のまちづくり会議としてどうなのかということについては、きょうも実は夜、会議の運営委員会がありまして、来年度の活動をどうしていくかということについて今後会議の方々が議論して、当然、地元の方々がやることも提案しておりますので、どういう活動ができるか、どういった活動をしていくべきかを今年度議論していきたいということですので、その状況も見ながら区として判断していきたいと思っております。

委員 来年、例えばこのまちづくり会議に対する予算措置みたいなものは特になんですか。

都市再生担当課長 今、特段何をやるか決まっておきませんので、予算措置はしておりません。

また、46 ページについては会議の中でもいろいろ議論があったのですが、現在ある施設状況については地図として載せていきたいと思いますということで、今回載せているというふう聞いております。

会長 そうすると、この荻窪まちづくり会議がきょうここに付議された構想を、今回、本編でこういう立派なものをまとめられて、ある意味ではこれが1つは成果として形になって、次年度、これをもとにしながら今度はまちづくり方針、あるいは計画の中身、恐らくそっちにさらに検討を深めていくのだらうと思うんですけども、そこについては今の段階ではまだちょっと確定的ではないというような理解でよろしいんですか。

都市再生担当課長 まちづくり方針については策定していきたいとは考えておりますが、内容のどの部分をどう捉えていくかということについては方針策定の中で検討させて

いただきたいと考えております。

会 長

ありがとうございました。

とりもなおさず、自主的かつ継続的にみずからまちづくりを進めることが非常に大事だということで、この第3条にもうたわれていますので、恐らくこの7つあるテーマの目標で、「南北の連携」とか、「道路・交通」以下、7番の「歴史・文化」までございますけれども、比較的地域主体で先導していけるようなテーマ、例えば「商業環境」だとか、「コミュニティ」だとか、あるいは「防災・防犯」——防災は区と連携する必要があるかもしれないけれども、防犯というところはかなり地域主体でやっていけるのかなと思います。

今、委員の最初のご質問も多分関連するんだと思うんですが、そういうものはますます進めていただいて大変結構だと思うんですが、一方で「南北連携」とか、「防災」とか、この辺は今後の次年度の方針の中身次第でどのように区が支援するのか、区の施策と関連するのか、こういう具体的な内容はまだこれからだという理解でよろしいですか。方針をつくることは確定しているんだけど、中身についてはまだちょっと。

都市再生担当課長 杉並区として受けましたので、杉並区としてのまちづくり方針を検討していきたいと考えておりますので、その中でこういった形でそれぞれのテーマを書いていくかということ、来年度検討していきたいということです。

委 員

ちょっと細かい話かもしれませんが、冊子の21ページ、下から3行目あたりから、鉄道の高架化、地下化、連続立体交差事業というところで、「現在の適用要件からみると」云々と書いてあるわけです。これを全部しっかりと読めば、現在の適用要件も理解できるのかと思いますが、申しわけないですが、全部そこまで読み切っていないので、この「現在の適用要件」というのはどういうふうに捉えられているのか、それを1点、教えていただきたいと思います。

都市再生担当課長 これは鉄道の連続立体交差事業ですので、踏切が幾つかあることとか、踏切解消ということがメインだと思うんですけども、荻窪の場合はJRと環状八号線が立体交差になっていまして、踏切がない。青梅街道につきましても、JRの上を通っているということで踏切が一切ないので、そういったことから、踏切解消という連続立体交差事業の要件には当てはまっていないことをこちらでは記載しているという内容でございます。

委 員

そうしますと、動線上で南北の連続が十分現状で期待できる人、期待ができない人があるわけですね。その辺について、今のご説明ですと、地下通路、あ

るいは部分的にオーバブリッジで南北動線はもうつながっているからというふうにも聞き取れたんですが、私はそのところはつながっていないんじゃないのかなと思うわけです。

ついでに言ってしまうかもしれませんが、現状のJRの高架状況を考えると、阿佐ヶ谷から西荻の間だけですよね。その間がいわゆる立体の軌道になっていないといったようなところを踏まえて、ここに高架と地下化というのがあるわけですが、その辺をどう捉えて、あるいは区としてJRのほうに申し入れる予定と言うとオーバでしょうけれども、どういう考え方があるのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

都市再生担当課長 ちょっと説明が悪かったかもしれないのですが、委員ご指摘のとおり、中央線の中で地上駅は荻窪だけで、西荻と阿佐ヶ谷と高円寺は高架になっておりますので、地上駅であることによって南北へスムーズに行けないことについて、今回の議論でいろいろとあった中で、鉄道を高架化にすることについては、連続立体交差事業の適用がなかなか難しいということをごこの中で1点述べていると。

ただ、それでは南北連携が難しいのかということ、まずはやっぱり歩行者の方々ですね。車いすだとか、ベビーカーを持っている方々だとか、自転車であるとか、そういう歩行系の人たちがスムーズに行けることがまず大事じゃないかということもごこの南北連携のところの1つの課題で、優先順位的にはそういったことで、19ページの南北通行動線の改善もなるべく早期に取り組んでもらいたいということでご黒星印がついています。まずはそういった歩行系のものが課題ということで、提案を受けているところです。

先ほど委員ご指摘の21ページの長期を見据えたほうは白塗りになっていますので、課題は多いけれども、将来的にそういうことも1つ視野に入れたらどうかという提案がまず構想の中に書かれているということだと思います。区としてどうしていくかというのは、先ほども言いましたように、来年方針を立てていく中で、当然、JRの意見を聞きながら今後の方針を立てていきたいというところがございますので、特に区としてその部分についてこういう考えがあるということでは今のところはないということでございます。

委員 とりあえず現状としてはそれ以上進んでいないんでしょうと思うことも含めまして、わかりました。

副会長 今のお話でちょっと整理しておきたいんですけども、このまちづくり構想

は区民の方々がまちづくり会議の中で提案されていることですよね。この内容の精査、実現性が正しいかどうかに関しては、区がこれから次年度、まちづくり方針の中で決定をされていくと。この理解で間違いはないですか。

都市再生担当課長 そのように考えております。

副 会 長 その際、方針決定にまちづくり会議の方々がオブザーバー参加するのか、意見聴取されるのか、その方針とのかかわりはどうなっているんですか。

都市再生担当課長 当然、方針を立てる中では構想もいただいていますので、途中途中で意見を聞いていくと。

副 会 長 できるわけですね。

都市再生担当課長 ええ。そういうことですけれども、具体的にどういう形で参画するとか、そういうところはまだ決まっていないということです。

副 会 長 となると、内容の精査をされていないまちづくり構想をこの委員会では何を決めたらいいのでしょうか。部分的には、さっき委員がおっしゃったように、ここはちょっと難しいかもしれませんがよねとかコメントは出るんですが、精査をされるのは多分来年度、区のお仕事ですよね。私たち景観審議会としては、いい取り組みですし、いろんなアイデアも入っていて結構なことだとは思いますが、きょう何を決めたらいいのかをちょっとはつきりさせていただきたいんです。

まちづくり推進課長 条例上の整理で言いますと、昨年度、区は構想を受けましたので、これを受けて、その内容が施策に反映することが適当かどうかまず検討するというところでございます。その前段階として、条例上、景観審議会の意見を聴取した上でとなっている関係がございまして、本日、こうした形で諮問をさせていただいてございます。

そうした意味では、確かに内容の部分、いろいろご意見があることは承知してございますけれども、大きな方向性、今後の区の取り組み、特に地元からの提案という部分を区がどうこれに反映するかというところでいろいろご意見を賜れば幸いです。

副 会 長 そういう意味では、内容が適正かどうか判断するのは、非常に時間をかけてこれを読まなきゃいけないという意味では難しいという感じですが、正規の手続を踏んできちっとやられている中で、次年度どうやられたらいいかについてのアドバイスという形でのご提案をこの会議ではすればよいということでしょうか。

まちづくり推進課長 そうしたことも含めてご提案いただければ幸いです。

委員 このA3の概要版で見ると、大きな目標としては歴史文化を礎にして南北の絆と書いてあり、私も荻窪の住民なので非常に興味深いんですけども、中央線の中で中野や吉祥寺や立川が駅前を活性化させていく中で、荻窪は確かに自由になる土地が少ないと思うので、ああいう爆発的な開発を立ち上げることはできない中でこういう取り組みがあるというのは非常に素晴らしいと思うんです。

テーマが今7つ取り上げられていますけれども、その中で南北というのをちょっとクローズアップしているように見受けられるんです。いろいろなホームページとか、フェイスブック等の議論を見ると、確かに南北との交流というのがたびたび出てくるんですけども、南北の絆をつけることによって、荻窪の歴史・文化を背景にして荻窪、あるいは杉並がどういうふうに盛り上がっていくのかがいま一つ読み取れていない気がするんですね。

各テーマをこういうふうにしましょうというのは何回も議論されているのでわかるんですけども、何か交通問題、動線問題だけという感じがちょっと私にはしてしまうんですけども、その辺、何か深い議論があったんでしょうか。

都市再生担当課長 南北連携についてはもともと検討会があったのではなくて、一番最初に議論をしていく中では3分科会だけで始まりました。道路・交通だとか、にぎわい・活性化だとかという3分科会で話していく中で、文化・歴史の回遊性を考えたり、コミュニティを考えたりというときに、やっぱり地上駅で南北へスムーズに行けないことがいろいろなテーマごとに課題になっているのではないかとということが会議の中で議論されていました。

そういう中で、別途、南北の連携を1つの課題として検討会を設けたいということで、最後のほうでもう一個、3つの分科会にプラスして検討会が設けられました。そういったことで、会議の中では、やっぱり南北の連携、南北をつなぐことがそれぞれの分科会のテーマに欠かせないことではないかということが議論されて、こういう体系づくりになっているということでございます。

委員 そうすると、その南北をやっていったら、最終的には荻窪としてどういうふうになり盛りますかというあたりは何かあるんでしょうか。まず1つ、他の方も言われていましたけれども、具体的に南北をつなぐ計画が余り見えない中で、確かに南北というのは1つのテーマではあるのでしょうかけれども、この大きな目標、荻窪をどうしようかというのがちょっと見えないなと思ったので、

そこら辺が何かあるのかという話をお聞きしたかったので。

都市再生担当課長 例えば1つ。文化・歴史について、南側に荻外荘だとか、角川庭園、大田黒公園とあるんですけども、北側にも郷土博物館だとか、いろいろと文化があるということで、南側だけの回遊性ではなくて、南北も含めた荻窪駅周辺の回遊性を図っていったほうが、よりにぎやかでコミュニティも形成されるんじゃないかというような議論はされておりました。

会 長 よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

委 員 まず、まちづくり会議に92名の方がいらっしゃるということで、この意見をまとめて、今こうやって出してくださっていると思うんですけども、ここに載っていないすごくレアな意見とか、逆に上げられなかったご意見とかがあればぜひ聞かせていただきたいと思います。

あと、今、半径500メートルの範囲でまとめてくださっていますけれども、その500メートルに隣接する地域とか、その近い部分にどういう影響があるかとか、そういうことを検討されているのかどうかお伺いしたいなと思います。

都市再生担当課長 もう2年半にわたって議論していますので、この中に反映されていないレアなものは幾つもあったと思うんですが、即答で何があったと言うのはちょっと難しいところです。

ただ、500メートルのそれ以外についてということだと、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、荻窪音楽祭という音楽祭がありまして、そのときには公会堂にはいろんな人が来ておりますので、そういった中で会議の活動内容の紹介だとか、ちょっと意見を聴取したり、最終的には7月21日から8月5日までの意見募集の中で、当然、区域の中にはまちづくり通信を全戸配布しているわけですけども、それ以外に駅周辺の商業施設、タウンセブンの1階でパネル展示をして、意見の募集を行い、また、南北の公共施設などにもパネル展示をして、来街者に対する意見を聞いたところです。

委 員 私の言い方がいけなかったんですけども、500メートルというのは、このまちづくり構想をこれから実行していくときにこういういろんな提案を受けて、それで500メートルに隣接するところはどういう影響があるかということを考えていらっしゃるのかどうかということです。

都市再生担当課長 駅周辺のまちづくり構想なので、駅周辺としてどうあるべきものかということとを議論してきたところです。ただ、方針を策定するときには、駅周辺以外の

方々からの意見も聴取しながら進めていきたいとは考えております。

委 員

私もまだ全体を精読しているわけではありませんが、この参考資料④を全体的に見まして感じることは、多分どこのまちでもまちづくりを考えると出てくる項目を全部上げられていると。何が言いたいかという、総花的なんですね。

大目標として「次世代に向けて育む南北の絆」といいますけれども、南北をつなぐというのは1つの手法だと思うんですね。多分、この景観審議会の景観ということも、まちを元気にするための1つの要素だということを考えると、何か総花的で、どういうまちに——今いろんな面で、売れるものも、まちも個性というものを打ち出して生き残っていこうという時代だと思うんですね。そういう中で、これからどんどん人口も減り、高齢化していくという環境は、荻窪だって、もちろん杉並区だって、決して人ごとではないと思うんですね。一昨年ヒットした、まちが消滅していくと。都内ではたしか豊島区がそのやり玉に上がっていました。そういう面では、総花的にいろいろ考えるのは当然だと思うんですねけれども、その中でここを重点的にという部分があってもいいのかなと。

個人的に杉並区民として64年、高円寺、阿佐ヶ谷は1カ月に何回か散策するんですが、荻窪はほとんどそういう経験がないんです。もしかしたら少数意見かもしれませんが、これは地元の商売をやっている友人からも同じようなことを聞いています。多分杉並だって、バスで観光客が来てもらうのは困るかもしれませんが、JRを使って2～3人の方が、1人でも来てもらうというのは、これから人口が減っていく中で、高齢人口を求めていけば多分そういうニーズはあると思うんですよ。

そういうことを踏まえたら、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪と続いている駅の中で、今の駅の周りが悪いというんじゃなくて、荻窪というまちをどういうふうにしていくんだと。地元の方も喜び、周辺の方も来てくれるようなまちとして、何か1つ柱みたいなものがあってもいいのかなと。これはもしかしたら杉並区の方が来年考えるテーマなのかもしれませんが、それは非常に感じているんですね。ぜひその辺をお考えいただいたら、区民としても行きたくなるまちであってほしいと思います。

会 長

どうもありがとうございます。

委 員

ご発言をまだいただいていないのは、〇〇委員と〇〇委員、よろしいですか。

荻窪駅周辺地区まちづくり構想については、住民の方が多岐にわたる形でい

ろんなことを議論されていて、本当に多岐にわたるので、どれが重点的かという  
ような委員のご指摘もそのとおりだと思うんですけども、こちらの荻窪地  
域というのは、景観計画でいうと荻窪地域にも当たると思うんですよね。

ちょっと区域が違って、こちらのほうがコンパクトだとは思いますが、

せっかく住民の方がこうやって議論されて、今、構想段階で次年度方針とい  
うことですので、難しいところはあると思うんですけども、次の景観計画と  
かに向けてそういったものを吸い上げて、連携ができるような体制ができる  
いいなと感じました。

会 長 大変どうもありがとうございます。

じゃ、〇〇委員、一言どうぞ。

委 員 現段階でのこの構想というのは、これから具体的に詰まって行って、見える  
ようになってくる、まだまだこういうレベルだと思うんですけども、計画を  
立てる最終のタイムリミットというものがあるのかどうか。多分ないでしょう。  
つくりようがない。ということで、そういう意味合いでこれから毎年、それぞ  
れの項目ごとにより具体化して行って、すばらしい計画になってもらいたいな  
と思います。

その中で、この審議会の委員で環境という文字が私の名前の近くについて  
るので、その視点からちょっとこの計画を見ますと、環境というものをいかに  
この「テーマ別まちづくりの目標」の中に具体的に取り込んでいくかというの  
がいま一つ弱いんじゃないかなと思えるんです。

というのは、その次の段階の「重点的な取組」のところ、荻外荘ですとか、  
あの辺のところにはしか視点が行っていないようにしか受けとめられない。これ  
から次のステップになって、具体的にいくとそれぞれの地域にまた出てくるの  
かもしれない。しかし、現段階ではそこまで見えないし、その辺をもうちょっ  
と目標の段階、あるいはその次の段階から、具体的にこの地区では、このよう  
な環境に対しての視点、広い意味の環境という意味合いですよ、みどりという  
意味だけではなくて。ということ盛り込みつつ進めていただけると、  
よりよいまちになっていくのではないかなと思えるんです。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

さて、主には資料④を中心にいろいろ意見をいただきました。もとより平成  
25年6月から始まって、2年半ぐらいかけて地域の方々が、最初は多分個別  
具体のばらばらな意見だったものを、1つの冊子にまとめて構想という形でま

とめられたというのは、大変そのご尽力、ご努力は多としたいと思いますし、ある意味ではここまできちんと体系的に構想化されたのは非常によかったんじゃないかなと思います。

特に杉並区全体的にも、あるいは荻窪のこの対象地域もそうだと思うんですけども、住宅系の市街地がベースになっているという特徴の中で、駅周辺についてはこのピンクに塗られているところは商業的な、土地利用も今現況にもあるし、そういうところは少し課題としてもやや模式図というか、平面の取り組みの図を見ると集中しているところではございますけれども、いわばこういうものがゲシュタルトの「図と地」で言えば、わかりやすく言えば図柄のような拠点的なプロジェクトだとか、あるいは取り組みのようなことで多分表現されているんでしょう。

ただ、一方で、地となる住宅地、あるいは市街地のほうが魅力的で、住み続けられるようになっていないといけないということで言うと、ここのテーマになっているような防災・防犯とか、コミュニティとか、居住環境というのは大変大事なテーマだとは思いますが、そういうものも含めて体系にきちんと示されているということは、ある意味ではバランスよく、ほど総花的というご指摘もございましたけれども、逆に言えば包括的な捉え方をさせていただいているのかなとは思っております。

多分この「重点的な取組」を見ると、ブルーのラインで、これは現状の街路だと思うんですけども、さらにそれを環境整備するとか、歩きやすくするとか、自転車と歩行者のバッティングを解消するとか、そういう質を改善するような取り組みがなされれば、多分この図にあるような南北の移動の質の向上は劇的に図れると思うし、どうしても線路があるので、地上でフラットでそのままとはいかないんだけど、そこの工夫もこのオレンジ色の矢印で示されているような、これはどういう形になるのかわかりませんが、具体的に何かハードの提案がされてくれば、こういうところで結節点が出てくるということだと言うと、この「重点的な取組」に示されているようなものは、ある意味では南北をつなぐ骨になるようなものが少し見えてきているのかなという気もしておりますので、ぜひこういうご構想を、今度は区の行政として次年度以降精査いただくということですから、そこに反映いただいて位置づけていただければ、これも有効に、効果的に行政政策に反映できるということかと思っておりますので、その点をちょっと申し添えさせていただきたいと思っております。

ということで、これは付議されている審議案件ですので、ほかにご意見とかご質問がなければ、当審議会として答申を行いたいと思いますけれども、異議なしということで……。

副 会 長           1点だけ確認します。

次年度以降検討されるまちづくり方針というのは、この杉並区まちづくり基本方針にあるまちづくり方針図というのとは別の何かなんですか。それとも、これがこういったもので徐々に置きかえられていくというか、上書きされていくんでしょうか。

都市再生担当課長   イメージ的には、まずまちづくり基本方針が一番上の上位計画という形で、例えば地元のほうに地区計画であるとか、市街地再開発事業であるとか、個別具体的な事業計画を行うときの橋渡しになるような方針をつくっていきたいという意味でございます。

副 会 長           了解です。

会 長                ありがとうございました。

それでは、答申をまとめたいと思いますが、本件審議案件について異議なしということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長                それでは、委員同意ということで答申させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

さて、それではこの議題について、審議案件についてはこれで決まったということで、続けて、次の杉並区景観計画の見直しのほうに入ってよろしいですか。

まちづくり推進課長   よろしくをお願いします。

会 長                事務局のほうで説明をお願いします。

まちづくり推進課長   それでは、私のほうから本日の報告の2つ目でございます、杉並区景観計画の見直しの考え方につきまして、きょうお配りしてございます資料の2番と資料の3番を使いながらご説明をさせていただきたいと存じます。

その前に、今後のスケジュールを確認させていただきたいと思いますので、参考資料の⑤をお開きいただければと思います。

スケジュールの確認でございますけれども、本日、第4回のまちづくり景観審議会で見直し素案、考え方の議論ということだと思っております。その上で、2月の上旬には景観計画の改定案の策定をすることを考えてございまして、そ

れを踏まえて、4月にはパブリックコメントで意見募集を行いながら、5月には平成28年度第1回まちづくり景観審議会で景観計画の改定につきまして諮問、答申を行った上で改定というような流れを考えているところでございます。

そうした中で、パブリックコメントを4月に行うに当たりましては、関係機関であります東京都との調整、あるいは景観計画の策定等は景観法によりまして都市計画審議会の意見を伺うこととなつてございますので、3月の都市計画審議会では現在の素案の検討状況をご報告してまいりたいと事務局では考えてございます。

そうなりますと、2月上旬には区の内部で大きな改定の見直しの考え方につきまして方針の意思決定を図った上で所定の手続を進めていきたいと思つてございますので、本日はこの景観計画の見直しの考え方、骨格部分につきましてご理解をいただければと思つてございます。

なお、詳細な景観計画の本編の修正的な部分につきましては、また今後もご意見を伺っていきたく存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。A3縦のまちづくり景観審議会資料2「杉並区景観計画見直しの考え方」という資料を使いながら、まず見直しの考え方、これまでのご議論をいただいた意見などの整理も含めて、まず私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、一番上の箱でございますけれども、「見直しの背景」となつてございます。

平成22年に策定をいたしました景観計画でございますが、この景観計画につきましては、杉並らしい良好な景観づくりに向けまして、総合的に施策を推進してきたということでございます。

そして、その下のほうに「参考」ということで表が載つてございますけれども、この景観計画策定以降、事前協議あるいは事前届出の受付などによりまして、杉並区のまちを美しいと思う人の割合は上昇傾向にあるという1つの状況がございます。

そうした中で、今般、社会情勢や区民意識の変化、あるいは景観計画に基づく具体的な景観施策のさまざまな実施状況などを踏まえまして、今回、景観計画を改定し、さらに景観づくりを進展させていくということが見直しの背景でございます。

それから、具体的な見直しの考え方の部分でございますけれども、「見直し

の考え方（案）」で見直しの基本的な考え方を少しご説明したいと存じます。

まず一番上の1として、「社会情勢の変化に適切に対応した景観計画」ということをございまして、こちらでは3点ほど掲げてございます。

①といたしまして、「関連する行政計画の見直し内容を適切に反映」という点をございます。これはきょうご報告いたしました、駅周辺の多心型まちづくりの推進に向けまして、景観づくりの課題等を記載していくという観点。それから、25年に改定いたしました杉並区まちづくり基本方針の地域別方針を踏まえて景観づくりの方向性を記載するということがこの①というところをございます。

それから、②といたしましては、この景観計画策定以降にさまざま起きました新たな行政ニーズに対応した課題の明示、あるいは関連施策との連携を明示するという点をございまして、具体的には空家等の対策、防災都市基盤整備や無電柱の推進という観点、まちなぎわい創出のための観光まちづくり施策との連携、将来の景観づくりの担い手の育成という観点で、子どもを対象とした普及啓発などの視点を整備していきたいということが②をございます。

それから、③といたしましては「まちづくりの動きを適切に反映」ということをございまして、荻外荘公園の整備を踏まえまして、景観重要公共施設に位置づけることをございますとか、あるいはモデル地区、阿佐ヶ谷あるいは荻窪南などにおきまして、この景観計画策定以後の動きを記載していくことを試みていきたいというのが1番をございます。

それから2番目は、「分かりやすく、使いやすい景観計画」ということで、主に構成をございますが、そうした点の内容をございます。

①は「より効果的な普及啓発」となっております。これにつきましては、区民や事業者の景観づくりの意識をより一層高めるために、景観づくりの主体やその役割に応じた取り組みを拡充してまいりたいと思っております、すぎなみ景観ある区マップの発行を引き続き行うとともに、杉並景観録というのがございますが、こちらにおきまして地域別の景観特性などを特集して紹介するようなことを取り組んでいくということが①をございます。

また、構成という意味では、「区民や事業者の方にとってわかりやすい構成」にしていくということで、例といたしましては、事前協議から行為の規制に係る届出、そうした届出のフローに沿った構成に修正をしていきたいということが②をございます。

それから、3番目といたしまして「景観施策の充実」ということで、こちらでも3点ほど掲げてございます。

①は「事前協議制度の実効性の向上」でございます。これにつきましては、この後、フローをご説明させていただきたいと存じますけれども、事前協議の中で景観専門部会でのご意見にどう対応するかという見込みの報告を求め、景観専門部会にフィードバックをしていくということをしなが、一方、これまで届出が不要であった公共施設につきましても、こうした取り組みを行うことで実効性の向上を図っていききたいということが1つ。

それから、いま一つは、そうした事例を蓄積いたしまして、その議論の過程を事業者の方にも工夫をして周知をするということで、こうした実効性の向上につなげていききたいという視点でございます。

それから、②番といたしまして「届出制度等の周知」でございます。これは区の窓口でのリーフレットの配布に加えまして、各種イベントを通じてこうした制度につきまして事業者の方などへ周知を図ることが②でございます。

③といたしまして、「景観法等の各種制度の更なる活用」でございます。これにつきましては、景観法の所定の制度のうち、最初の指定につきましてはこれまで少し議論をしていなかった点でございますけれども、景観重要樹木の指定方針を記載して指定をするということ。そして、地域の景観のシンボルとなる樹木を保全するという、これは条例の改正も視野に入れて行うことも含めて、今回の改正で行っていききたいと思っております。

なお、この点につきましては、景観計画の改定の際にもいろいろご意見をいただいているところでございますので、今回取り組んでいきたいというところでございます。

それから、同じく景観法の制度でございます景観重要建造物につきましても、角川庭園・幻戯山房を景観重要建造物に指定をしていくということ。それから、景観重要樹木につきましては、区立の坂の上のけやき公園のけやきをこの樹木に指定するという、まず民間の事業者、区民の方に対しましても、こうした取り組みの周知を図る1つのきっかけにしていきたいと考えてございます。

以上が見直しの考え方の案の説明でございますが、審議会資料3のA4の横使いの資料で少し補足、幾つかポイントになる点を説明してまいりたいと存じます。

まず、右下のほうにページ番号を振ってございますけれども、3ページを開

いていただきたいと存じます。

2の(1)「将来像、基本理念」につきましては、現計画においての考え方を踏襲するという事で進めてまいりたいと存じますけれども、中ほどにございます「杉並区のまちを美しいと思う人の割合」につきましては、区の総合計画などに基つきまして、平成33年度までに85%につなげることを目標としてまいりたいと考えてございます。

それから、資料の4ページ目、「杉並区の景観特性」ということで、見直し前と見直し後の図を記載して整備をしてございます。

この見直しの視点のポイントといたしましては、1つは、立地条件などの地形に関する事、あるいは区画整理の歴史等の歴史的経過、これにつきましては、まちを形づくる非常に基礎となる要素と捉えております。したがって、これは本編の素案のほうに反映してございますけれども、各要素の前文にこうした記述を行うとともに、その内容の充実を図っていくということが1つ目でございます。

それから2つ目は、景観特性の3つの要素、生活的要素、自然・歴史、公共的要素とあるわけでございますけれども、見直し前はそれぞれ独立した形での記述となつてございましたけれども、それぞれ重なりを意識した構成や記載ということで考えてまいりたいと思つてございます。そのイメージは、この右下の図にあるとおりでございます。

5ページ目でございますけれども、「地域別の景観特性」でございます。これにつきましては、前回さまざまご意見をいただいたところでございますが、改めて確認をさせていただきますと、見直しの視点といたしましては、現在の景観計画は平成14年の杉並区まちづくり基本方針におきまして区内7地域を14ゾーンに分割するという方針を定めておりましたので、22年に策定をされたときは、14ゾーンになっていたという状況でございます。

こうした中、現在の平成25年に改定されました杉並区まちづくり方針では、駅を中心とした生活圏を設定し、7地域で方針を定めるとしてございました。また、これにつきましては、非常に類似記載も多いということも踏まえての改定だったかと思つてございますが、今回見直す景観計画につきましても同様の考え方で、7地域で景観特性の記載していくというところでございます。この後でもご説明いたしますが、従前のそれぞれの駅の勢力圏ということの考え方、一方でそれぞれの生活圏に応じた、従前、ゾーンと称していたその部分の記載

につきましても、それを踏まえた記載をしていくということで対応していきたいと思えます。

また、先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、内容について、とりわけ歴史の部分などでよりきめ細かな記述が必要であるというご意見をいただきました。この点につきましては、景観計画はやはりマスタープラン等の性格もございますので、そうしたことにつきましては景観まちづくりの普及啓発ということで、景観録などの発行物を活用いたしまして取り組んでいきたいという考えでございます。

6ページでございますけれども、これは見直し後、見直し前の景観計画の記載内容をそれぞれ書いたものでございます。類似している部分を1つの地域の中でわかりやすくまとめていきたいということでございますので、その点は各ゾーンの特徴が過不足なく表現されるように考えていきたいところでございます。

それから少し飛びますけれども、8ページをお開きいただきたいと存じます。

「事前協議及び行為の規制に係る届出」でございます。この8ページの中ほど、「現状」でございますけれども、これまでの課題を改めて確認をさせていただきますと、この景観制度の運用以降、152件の事前協議がございましたけれども、助言を行った事例が1件、助言を行わず、参考意見を付した事例が112件ございました。また、この専門部会での審議は1回ということで、参考意見の対応状況が当部会にフィードバックされていないという課題があるとともに、届出が不要な公共施設について、その参考意見について十分に区としても反映できない部分があったということが課題にあったかと思っております。

それを踏まえて、9ページでございますけれども、こちらのほうに現在の見直し前の事前協議の届出のフローと見直し後のものを記載してございます。こちらにつきましては、下のほうが見直し後のものでございますけれども、矢印の中、③から⑥の部分、赤い矢印とコメントがついております部分を加えるということで、事前協議の一連の流れの中に加えていきたいと思っております。

具体的には、景観専門部会でのご審議をいただいた中でさまざまな意見があるわけでございますけれども、これにつきまして事業者等から対応見込みの報告を行っていただく中で、それを踏まえて答申を行うことで進めていきたいという考えでご提案をしてございまして、こうしたことで専門部会のフィード

バックということ、それから、届出が不要な公共施設につきましてもその状況を把握していくことを通じまして、事例としても蓄積をしていきたいという考え方でございます。

それから、少し飛びますけれども、13 ページでございます。先ほどの考え方の中で一番最後にお話をさせていただきました「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針」でございます。こちらにつきましては、やはり中ほどに「現状」と書いてございますけれども、景観重要建造物につきましては、現在のところ指定実績がない状況でございます。また、景観重要樹木につきましては、制度的に景観計画にも記載をしていないという状況がございました。こうした現状の課題を踏まえまして、「見直し内容」の一番下ですけれども、景観重要樹木の指定方針を景観計画に記載し、地域の景観のシンボルとなる樹木を保全すること、それとあわせて景観条例の改正も行うということが1点目でございます。

また、登録有形文化財でございます角川庭園・幻戯山房につきまして景観重要建造物に指定をしていくこと。それから、坂の上のけやき公園のけやきを景観重要樹木に指定をするということで、前回のご意見にもございましたけれども、そうした取り組み、区自身が公共空間の景観向上に取り組む姿勢ということで、区民の方々の普及啓発につなげたいという考えでございます。

それから、説明の最後でございますけれども、15 ページをごらんいただければと存じます。

こちらは、「モデル地区における景観づくりの推進」でございます。中ほどの「現状」、課題ということで、現在3つの周辺地区、中杉通り、大田黒、善福寺公園があるわけでございますけれども、中杉通り周辺地区につきましては、現在、地域でもまちづくりの動きがあることに加えまして、阿佐ヶ谷駅等の周辺まちづくり方針の作成に区も取り組む予定でございます。

また、大田黒公園周辺地区につきましては、荻外荘公園の整備の取り組みということもございませうか、また本日ご説明させていただきました荻窪駅周辺のまちづくりの方針策定もございませう。こうした点を踏まえて必要な連携を行うとともに、その動きを適切に反映するというところで、景観計画の改定を行ってまいりたいと考えてございます。

長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

会 長

どうもありがとうございました。多くの情報をご説明いただきまして、あり

がとうございます。

さて、ここからは資料2と資料3、それから、資料4の本編がございますので、この辺を少し拝見しながらということになるかと思うんですが、まず、全般的に今のご説明について、どこということでなくても結構です。全般的なところから結構なんですが、ご質問やご意見があれば伺っていきたいと思います。

委員 全般的ということなので、資料2の「見直しの背景」のところで、事前協議と届出が両方書いてあるので、実は私も専門委員だけれども、正確に把握していないんですけれども、届出と事前協議というのは別の概念ですよ。それは件数も違うので、届出対象物件と事前協議の対象となるものは違うというか、それがちょっとわかりにくいかなと思うんです。

要は、事前協議のほうはかなり件数が絞られていまして、届出のほうは本当に届け出するだけのものもあるということで、何かその辺で、まず1つは届出の要件と事前協議の要件が実際に私もちゃんと把握していないところがあるんですけれども、どう違うのかというのを今知りたいのと同時に、ここでももう少し説明がないと、いまいちこの件数が何を意味しているのかがわかりにくいかと思いますが、いかがですかね。

まちづくり推進課長 まず、資料の表現のほうは検討をさせていただいて、今後その辺は反映してまいりたいと存じます。

それから、まず、大規模建築物の建築等に係る事前協議ということでございますけれども、これは基本的には対象が延べ面積が3,000平米以上の建築物になってございます。それが1点目でございます。

それから、届出でございますけれども、届出のほうは一般地域と河川沿いなどの水とみどりの景観形成重点地区ということで2つに分かれてまいります。まず、景観形成重点地区につきましては、それぞれの地区の中で基本的には全ての建築物、建築行為などが対象になるという考えでございます。

それから、一般地域におきましては、建築物につきましては高さが10メートル以上または延べ面積が1,000平米以上が対象になるというところでございます。

委員 届出というのは、届出して終わりみたいな話なんですけれども、届出されたものは担当部署のほうでチェックをされているということですよ。

まちづくり推進課長 担当部署でチェックをしているということでございます。あと、現地の確

認なども行っているという状況でございます。

委員 自分は届出のほう幅が広いので、届出の中でも特に大規模なものや公共施設に関しては事前協議を行っているというのが正しい表現なのかなと思います。

届出が必要だというよりも、届出をしてちゃんと景観計画に合っているかどうかを、この場合、事前協議じゃなくて何て言うんですかね。行政の中では何て言うんですかね。届出されたものをチェックすることを何て呼ぶのかですけれども、そういう表現のほうがいいんじゃないかと。

まちづくり推進課長 届出の件数というよりは、要するに……。

委員 件数なんですけれども、これが誰向けの資料かというのによるんですけれども、人に説明するときに届出されて何なのかというのが単純によくわからないので。届出して、景観計画の整合性というか、景観計画に基づいた審査というか、それを何と呼ぶのかわからないということで。

会長 今、先生がごらんになっている縦長のペーパーの後ろの後ろにフロー図がありますよね。見直し前と見直し後のフロー図、「事前協議②」という表。それで、⑤の届出をして、右側、「審査」という言葉を使っていますけれども、「事前協議における参考意見への対応状況を届出書に記載するよう求め、内容を確認」、つまり参考意見がちゃんと伝わって、届出書に記載されているのかどうかというのを確認して、その上で審査に入るとというのが、これは見直しまでは現状ですよ。

それで、何かフローで見ると、非常に似たように見えるんですが、見直し後はここは⑨の「届出」となるんですけれども、この「届出」というところにだけ限定して言えば、ここのやりとりは基本的には同じなんですか。⑤と⑨で矢印が右側に向いていて「審査」という箱に向かっているだけで、余り違いがないように見えてしまうんですけども、実際、全体のフローの中では、もっと見直し後のほうは対応の見込みの報告などもその前の段階でもらって、それを踏まえて、最終的に事前協議書の内容に対しての助言が審議の結果出てきて、事業者側に戻ってきて、それを反映したものがちゃんと記載されているか確認されたら⑨の「届出」、審査になるということですよ。

まちづくり推進課長 事前協議の対象ということにつきましては、そのとおりでございます。

会長 そういうことですよ。だから、届出というふうに言葉で、届出書とか、届出という行為をそのまま指しているのはこの部分のことを言っているんですよ、フローで言うと。これ以外に何か届出って、別に言っているものもあるん

ですか。

まちづくり推進課長 いや、特にはございません。

会 長 事前協議に係るものの中の案件については、届出というのはこの部分だけの  
ことですよ。

まちづくり推進課長 そうですね。当然そういう対処になりますので、そういうふうに。

会 長 多分、先生の最初の質問というのは、それ以外に単純に届出だけというもの  
もあるんですかという質問ですよ。

委 員 そうです。

会 長 そういうことですよ。

委 員 はい。そういうことです、単純に。

まちづくり推進課長 その点は資料をちょっと工夫させていただきたいと存じます。

委 員 今の委員のご質問について私のほうから念のため確認させていただきたいん  
ですけれども、一応、景観計画の見直しの素案のほうで、第二章、68 ページ  
に、分け方としては景観形成重点地区と一般地域、公共施設（区立施設）と3  
つの場面に分けた形でフロー図をご作成いただいているのかと思っております。  
「杉並区景観計画見直し（素案）」、まちづくり景観審議会資料4、68 ページ  
です。

委員のご質問の趣旨は、要するに一般的に行政行為としての届出があった場  
合に、私の理解としては受理されるだけで、それ以上に何かしらの行政上の行  
為は予定されていないかと思うんですけれども、そういう理解で正しいのかど  
うかと。それは事前協議の場合は、協議書が提出された場合には一定の行政上  
の行為が想定されているので、そういった違いがあるのかなのか。そして、  
ない場合に、届出というのはどんな意味があるのかということが一般的にわか  
りにくいところがあるので、そこについてちょっとご説明いただきたいという  
趣旨だったかと理解しております。

まちづくり推進課長 景観形成重点地区ということと言えますと、今ご意見にありました 68  
ページに1つの流れ、建築物のそれぞれの届出の対象のものと事前協議にかか  
わるもので整理を行ってございまして、一番上段の部分で建築物の建築等の対  
象のもの、工作物、開発行為と分かれてございまして、このうち事前協議とな  
るものは一番左側のものという流れで書いてございます。

そうした中で、事前協議に係るもの、それ以外のもの、いずれにしても届出  
ということになってございまして、こちらに記載があるように、所定の時期ま

でのご提出をいただくということでございます。そうした中で、区のほうで審査を行いまして、その内容につきましては、いわゆる届出の受理通知書ということでそれぞれの事業者などにお返しをしている状況でございます。

まちづくり担当部長 1点、補足させていただくと、届出については景観法に基づく行為でございますので、それを出した後には審査をして、もしその上で景観形成基準に適合していないというような審査結果であれば、当然、法に基づく勧告・公表ですとか、変更命令というものも予定されております。ただ、実際にはそれに当てはまらないということが通例でございますので、審査の段階で受理をして手続は終わっているということです。

それに合わせて、一定の大規模なものについては、先ほど先生がおっしゃったとおり、事前協議をしているものがあったり、さらに言えば、公共施設の中には届出の対象になっていないものもございます。そうすると、若干事前協議の対象と届出の対象がずれているということにはなり得るので、そのあたりははっきりと書けるようにしたいと思います。

会 長 理解できましたでしょうか。大丈夫ですね。

委 員 とすると、このペラの9ページと今の68ページの図で、矢印の数なんですけれども、このA4・1枚の見直し後だと、要は届出書が完成するまでに行つてこいが2回あるわけですね。1回届け出て、審査なり協議がなされて、協議結果をまた戻して、それに対して修正等が加わったものが届出されるという流れにしますよということに読めるんですね。

それに整合させると、この68ページのどこがダブルの線になるんですかね。事前協議の前なのか、後なのか、届出という文言と16条、15条というこの辺との絡みで、どこがダブルの線になるんでしょうかね。この辺は整合するのがいいのか、全然別のものなのか、その辺が現在は理解が十分できない状況なので、ご説明いただければと思います。

まちづくり推進課長 68ページの図との関係で言いますと、この一番左側の事前協議というところの対象でございますけれども、この事前協議の中の手続の流れがこのような従前と見直し後という考え方でございます。そのような関係になっているということでございます。

委 員 ということは、この68ページの絵の「事前協議」という枠がもっと大きくなって、行ってこいがダブルで入っているという、こういう絵になるということですね。誰が見てもわかりやすいようにという趣旨で申し上げているのでご

ざいますが。

まちづくり推進課長 その事前協議の中の流れの中で手続をしているということでございます。

委員 わかりました。

委員 引き続きちょっとその関係でよろしいでしょうか。1個前に戻ってしまうんですけども、先ほどご説明いただいたとおり、景観法の16条の1項で届出義務があつて、その場合に、届出の受理をされた後にそれが景観計画等に適合しないと認める場合には、「届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。」というのが法律の16条3項に記載されているかと思ひます。今回、景観計画の素案のほうで変更に関する勧告が可能性としてあるということがちょっと読み取りにくいといひますか、書いていないということがございまして、恐らくそこが先ほどの委員の問題意識にもつながるんじゃないかと思ひます。要するに、これは届出があつた場合にどうなるのと。届けたらおしまいというところが素朴な疑問としてあつて、やはり景観計画に適合しない場合には変更等の勧告があるということは、やはりこのフロー図にきちんと記載されるべきかと思ひます。

あと、前々回ぐらいだつたと記憶しているんですけども、勧告の実績はたしかなかつたというふうには理解しているんですけども、実績がないからここに書かないということでは緊張感が生まれないといいますか、ある程度景観計画を逸脱しても最終的には何とかなるよという意識が醸成されては困りますので、やはりここで勧告の可能性があるということをご明示いただく必要があるのかなと思ひています。

もう1点目は、今回、見直しでここにもまたかかわるんですけども、事前協議できちんとキャッチボールができる仕組み。つまり、まず意見を言つて、それに対して対応見込みの報告をもらつてから答申という流れができたのはとてもいいことかなと思ひております。ただ、ここでちょっと確認したいんですけども、この対応見込みの報告が条例の17条3項等を根拠としてされるようなんですけども、恐らく景観専門部会においてまず意見を言つて、⑤で事業者が嫌だよと回答してきたときに、なぜ嫌なのというところを審議会のほうで直接ヒアリングしたいというニーズが可能性としてはあるんじゃないかなと思ひます。そうでないと、ただけんか別れで終わってしまうと。意見を言ひました、対応しませんという回答が来ましたと。答申はやっぱり意見と同じでしたと。じゃ、そのままでおしまいという話になってしまうので、やはりこの審

議会のほうでも、恐らく 17 条 3 項が、区長が良好な景観づくりのために必要があると認めるときには、大規模建築物の建築等を行おうとする者に対して必要な報告を求めることができるという規定がございますので、恐らくこの規定を使って審議会のほうにもご出席くださいと。そこでちょっと協議をしましょうということ自体は、この規定に基づいて報告させる上で、こちらがいろいろと質問をして、意見を聴取した上で最終的な答申をするという手続は現状の枠組みでもできるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺をこの仕組みにちょっと加えていただく。具体的には、場合によっては審議会に出席を求める。そして、そこで報告を求めることがあり得るところまでお書きいただくと、恐らくこの仕組みがより実質的に意味のあるものになるんじゃないかなと思っております。

会 長           ありがとうございます。事務局はそれについて今何か即答できますか。あるいは、ご指摘いただいた意見を検討いただいてということにしますか。

まちづくり推進課長   先ほどのまず 1 点目のほうの勧告等の手続のことでございますけれども、現在は 67 ページの前文のほうでその辺を記載している状況でございます。

それから、実際の運用という部分では、窓口等で配布するリーフレット等でそうしたフロー、勧告ですとか、そうしたことについては十分明示をして、現状でも行っているところでございますけれども、そういうご意見をいただきましたので、少し今後の中で整理を考えてみたいと存じます。

それから、2 点目の事前協議の関係でございますけれども、条例上の根拠、考え方は今委員からご指摘いただいたとおりに思っております。それで、事業者の出席を求めてそうした意見を聞く場をどうするか、いろいろこれはあると思います。この辺の運用に関する部分につきましては、少し今後検討させていただければと思っております。

会 長           ありがとうございました。

副 会 長       今回の見直しの方針が、できるだけ景観設計と施策の実施状況を認知度を高めて周知したいということであれば、見直し案の 67、68 ページはおよそわかりにくい方向に進化している、退化していると思います。

先ほどからリーフレットとおっしゃっているのは、この届出事前協議における杉並区の景観形成という話であって、これに関しては事前の協議から、さらにその後、事前協議後の届出のプロセスまできちっと入っていて、前回の景観計画にはちょっと十分ではないんですけれども、117 ページにそうしたものが

記されています。これを簡略化したという意味で、何かわかりやすくしたとおっしゃるのかもしれませんが、68 ページはその中身をうやむやにしたというふうにはしかとれないですし、逆に今ご質問がいろいろ出たということは、わかりにくくなっているわけです。多分、あることはこれで周知されるでしょうが、内容までわからせるという本来の意味で言うと、わかりにくくなっていませんか。

リーフレットとおっしゃるけれども、これをなぜ入れないのかというのがわからなかったんです。これはどうせ事業者の方に配るんですよ。これもちゃんと景観計画の一部なんですから、前回は資料となっていました。こういうやり方をしますよということをきちっと入れておかないとだめなんじゃないでしょうか。

まちづくり推進課長 68 ページのこうしたフロー図を修正した意図といたしましては、事前協議、届出に関しての一括の流れを少し整理したいところがございまして、このような表現でご提案をしたところでございます。

現状でもフロー図はいろいろあるわけでございますけれども、その辺をまとめて見れるように整えたという考えでございますけれども、きょういろいろご意見をいただいた部分もございまして、これらの構成を協議しながら検討してまいりたいと思っております。

会 長 よろしゅうございますか。

手続の事前協議のフロー、届出についての条例上の記述とフロー図とができるだけわかりやすく整合しているほうがいいので、そういう観点からいろいろご意見が出ているのだと思いますから、ぜひわかりやすくということに目標を置いて、前向きにご検討いただければと思います。

ほかに、内容的なところではいかがでしょうか。

委 員 地域分け、地域別の地域のとり方の件なんです。これは大変悩ましいところだと重々承知しながら、でも、この7ゾーンの分け方は住民の意向がどういうふうには反映されているのかな、反映させようという意識があったのかなと思わざるを得ないんです。なぜそこが必要かという、いろいろな協議会でいろんなことを協働でやっていこうというのが全体のストーリーとしてあるわけで、となるならば、その地域の住民の参加は不可欠な要件として入れていかなきゃいけない。となるとこの地域割り、地区割りが大変重要なところになってくると思うんですね。

現状の地区割りは、パッと見たところ、広い道路でえいやと割ってしまっているような状況であります。この地区割りができてからそこに引っ越された方も含めて、日常の動線がどうなっているかというのが、事業者も含めて、その地域に住まう方々の所属感を決めるということになっていくと思うので、その辺をもう一回見直して、この7地区はざっくりと見て適切であるはと思うんですが、もう一回ボーダーのところをどこで線引きをするのかというのは見直す必要があるかと思います。その結果、14ゾーンというのがかつてあったのかもしれませんが、この14地区というのも、くくりとしては今の趣旨で言うところと違うなというところも含めましてね。

具体的に言うと、私は、日常生活圏では高井戸地区ですが、この7ゾーンで分けると、荻窪地区になるんです。もう60年というような期間、歩いて日常圏として荻窪を使っているケースは、10%に行かない。残りの全部が高井戸のほうというのが実態です。このボーダーのあたりの方は、それによって、そのまちづくりをどういうふうにしていこうか、自分はどこで検討に携わろうかなと必ず思うであろうということを踏まえて、ここをもう一回見直すことも必要なことじゃないかなと思います。

それとともに、この景観施策との連携、第三章について。この景観計画見直し素案もそうですし、22年版もそうでしたが、第三章の「景観施策の推進に向けて」というのは、目次では3行、何十ページにもわたりそうなんですけど、実態はただの1枚、1ページということで、私は今の時期、これから見直す景観計画は、この第三章をもうちょっと充実させていくのが必要なんじゃないかなと思います。住民にどこまでかかわってもらおうかという、その辺の全体像をもう少し強く基本計画の中に盛り込んでもよろしいのではないかなという意味合いでもあるんですけども。ということで、以上です。

会 長

ありがとうございました。大きくは2点ですね。

最初のほうはゾーンと言っているもの、特に14のところに関連するような、そのボーダーの置き方が、住民の感覚からいくと、妥当なのかというふうなお話が1点。それから、2点目は今の108ページの三章の推進に向けてというところをもう少し充実させるべきではなかろうかという、これはご意見だと思いますが。

ここについては、多分、委員の方々もそれなりにご存念がおりかと思うので、ちょっと一わたり聞いてみたいと思うんですが、いかがでしょうか。1

点目のほうについても、2点目のほうについても。

委員           ゾーン割りについては前回の審議会でもかなり議論があったところだと思うんですけども、今回この素案を見させていただいて、括弧書きで旧ゾーンの名前が出ているんですよね。そこでちょっと苦労されたところなのかなと見受けられるんですけども、この括弧書きで書いてあることの説明がないものですから、何を言っているかというのがちょっとわかりにくいかなと感じていたところですよ。

                  ですので、見直しで前のを継承して工夫されているんですけども、もう少し括弧書きとなっている小タイトルのところがどこにくっついているかというところも見やすく整理されたほうが良いとは感じました。

会 長           例えば、これはいろいろあちこちにあるんでしょうけれども、30 ページの「(阿佐谷)」なんていう表記ですよ。これは、こういう表現にしたねらいは、どういうことなんですか。

まちづくり推進課長   地域別の景観特性につきましては、これは位置、地形、歴史、用途地域、それから景観要素と幾つか項目がございます。こうした中で、地形的な部分とか、ある程度各地域の中で共通な部分と、それぞれの駅周辺といった、日ごろの生活圏に近いエリアの記述をそれぞれ書くということで整理をして、例えば自然・歴史的要素でございますとか、あるいは公共的要素、こうした点などについては、できるだけそれぞれの地域をさらに少しきめ細かく分けて記述をしているというような考え方でございます。

会 長           多分きょうはまだ図版のほうが全部イメージというか、ダミーで入っているので、なかなか文章と対応関係を理解しにくいところだとは思いますが、これが今のような趣旨とうまくリンクしてくると、もう少しわかりやすくなるのかなという感じはしますよね。

                  今の現行の景観計画でゾーンと言っていて、その中でほとんどもう一律的に項目が全部書かれているものに比べると、若干めり張りがついてきたというか、少し特徴が項目出しになってきたかなという感じはちょっといたします。ただ、図版の作り方は工夫しないと難しいですね。うまくこれは図版にリンクさせないとね。そこはちょっと工夫をしましょうね。

                  ほか、いかがですか。

委 員           3つあるんですけども、1つは今のゾーニングです。駅勢圏みたいな形で、地元ですと住んでいる人間としてはエリアの捉え方がちょっと違うのは明らか

かなので、その辺難しいんですけども、景観の中で歴史や文化を礎にと言っているわけなので、それを語っていく上ではこういう地域分けをしていくと、いろいろと言い方に無理が出てくるなというのは正直な感想なんです。じゃ、どうしたらいいかというのはちょっと議論いただいていくしかないかなと思っております。

それから、さっきのフロー図に戻っていただいて、68、69 ページの話でちょっと、フローそのものじゃないんですけども、毎日生活している区民とすれば、大規模建築や公共建築以外のいわゆる普通の建物が景観に影響があるなというのは歩いていて印象があるんですね。そこにフォーカスしていくと、例えば68 ページで言いますと、上の「建築物の建築等」の500 平米未満というくりがあります。それから、次のページの一般地域で言うと、同じ左から3項目めの1,000 平米未満というところが大多数の対象物かと思うんですけども、一般地域についてはもうこれは見ないよという話ですよ。

それから、68 ページに戻って、重点地区の500 平米未満の普通の建物については届出がありますけれども、その内容、75 ページを見ると、③のことが書いてあるんですけども、これを読み取ると、上のほうに「形態意匠色彩」ということで、色彩については非常に細かく書かれているかと思うんですが、形態とか公開空地、外構等はできるだけ緑化をしてくださいよというだけなので、正直、こういうことしかないのかなという、その辺が素朴な疑問なんです。景観形成していく上で、ファサードの大多数を決めるであろう部分がこういうことなのかなということ。いろいろ手続の大変さはよくわかるんですけども、この2つにフォーカスすると、ちょっとその辺が素朴な疑問として感じました。以上です。

会 長

ありがとうございました。

これもまた大きく2点ほどご指摘があったかと思います。最後のほうからいくと、今、75 ページでしたっけ。上の表に入っている記述の内容は、まあこんなものだと思うんですよ。歴史的、伝統的な建築がずっと残っているような街道沿いだともっともっと細かく、軒の出だとか、下屋のひさしの出だとか、格子だとか、いろんな建築的要素の形態意匠の規定が本編でも出てくる場合もあるし、それを補完する形でガイドラインのようなもので運用しやすくしている場合もありますけれども、なかなかこの形態意匠のところは、要するに高さとかいうこと以外、デザインのところについてはこれ以上踏み込む記述は実態

としてにくいのかなという気がいたしますね。

だから、そこはおっしゃるように、大規模建築について言えば網がかかるんだけど、まさに住宅景観を構成している一般的な規模の住宅のものと、そこまで形態意匠の景観法上の誘導はなかなかコントロールできない。だから、大事なところについては、景観の条例の仕組みを駆使しながら、使いながら、住民が合意してそこを協定地区にするとか、何かそういう別の方策をちょっと考えないと、これだけの手段だと、計画の本編そのものだけで手段をとろうとすると、なかなかきめ細かいのは難しいんじゃないかなということでしょうかね。

事務局のほう、何か今のことについていかがですか。さっきの先生の2つの指摘についても、もし事務局から見解があればお話いただければと思います。

まちづくり推進課長 委員からのご指摘の件で、会長のほうから若干お話がございましたけれども、これは図版の関係も確かにあると思ってございます。ちょっとその辺、つくり込んだ中でまたご意見等を伺えればと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、委員からのご指摘の件でございますけれども、いわゆるゾーニングの件でどこを線引きするかというのはなかなか難しいところがございます。区民の方の生活の思いもきょうお伺いする中で多様でございますので、なかなか難しいところがございます。そうした意味では、今回の計画は現在のまちづくり基本方針の7地域で駅中心で設定させていただいているところでございますけれども、これも計画だけで全てフォローできると思いませんので、いろいろな形でその点は区民の方の思いに沿うように考えていきたいと思っております。

委 員

そういうことなんですが、そこで方法として、いずれにしても協働というのを大前提で考えてというところではあるわけですがけれども、この企画に対して集まってくださいというときに、通常の場合、興味がある方でも、こことこの住民の方とか、そういうことで枠をかけて、それから外の方は該当しませんとはねてしまうわけですよ。それは、1つの興味がある方、あるいは先ほど申し上げたような所属意識から言うと自分はこっちだと思ふような人は、はねられることを非常に不満に思うわけですね。

そういう方も含めて、単純なゾーニングでは外れているけれども、実際はそ

の地域の構成員であるという人がちゃんと取り上げられるような、そういう組み立て方。それはどこに文言で書くとか、見やすくちゃんと付記しておくとかいう方法も、事前の事前ぐらいの、余りうれしくないですが、方法としてあり得ると思うんですね。その辺まで含めて、協働していくからにはできるだけボーダーの住民の意識をつくり上げていかなくてはいけない時代だと思いますので、その辺を十分に工夫をしていくのが必要なんじゃないかと思っているわけです。

会 長

これは1つ、逆に質問なんですが、先ほどご指摘があった75ページの「水とみどりの景観形成重点地区（善福寺川、神田川、妙正寺川沿い周辺地区）」については、確かにこの75ページを拝見すると、色彩に関する詳細説明が随分ご丁寧にされています。

比較なんですけれども、例えば同じように「水とみどりの景観形成重点地区」、73ページ。この前の73、74で、同様に74ページのほうに細かく色彩に関する記述が入っているんですが、例えば形態意匠のところを見てみると、記述がもう少し細かいところまで踏み込んで書かれているような、あくまでも比較なんですけれども、そんな感じはいたします。

だから、先ほどの趣旨が、私も歴史的な市街地を引き合いに出してしまったので、極端な例だったかもしれないけれども、同じような杉並の中の非常に近いようなところでもこのぐらい記述の差があるので、場合によっては、例えば73ページの形態意匠のところについては75ページと比べるとやや具体性のあるような記述になっていますから、このぐらいのきめ細かさが果たして75ページのところでも仮に可能なのであれば、もう少し詳細に踏み込んでいかげでしょうかということも言外にはあったのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

まちづくり推進課長 現在のこの構成、今、73ページと75ページの比較ということでございますけれども、これは建物の規模に着目して、やや景観の1つの影響度を考えて、こうしたいろいろな基準などに少し差が出ているということだと思っています。特に75ページにつきましてはいわゆる低層住宅ということを考えてございますので、これは現計画においてもこうした同様の記述内容にとどまっているところかと思っています。

そうした点は、例えば資料編などでも景観づくりの基本を記載しているわけですので、こうしたものも活用していただきながら、良好な景観

形成を図っていただくという趣旨で、基準としてはこのような形でおさめているということかと思っております。

委員

景観形成基準が規模別に、事前協議対象の大規模と、届出対象規模と、それから10メートル未満の小さな規模の3段階に分けて順番に整理されているということで、わかりやすくなった部分もあると私は感じています。一方で、10メートル未満の景観形成基準ではない推奨基準の部分も二章に今回入れ込んであるということで、周知するのにいいアイデアだと思うんですけども、「※」で景観形成基準ではありませんがというようなことが書いてあるんですが、推奨基準であるということをしりわかりやすくしたほうが、景観計画の枠組みとしてはいいのかなと感じています。

あと、色彩基準についてちょっとご質問があって、細かい話になるので後でと思っていたんですけども、発言の機会でお聞きします。見直し案の93ページにA3の大きいものがあると思うんですけども、現行案では108ページになるんですが、これを見比べて見てみたんですね。

そうしますと、今まで「制限せず」と書いてあった強調色とアクセント色の表記が「左記以外」となっているということと、あと斜線が引いてある部分があります。この「左記以外」と斜線の書き分けというのをちょっとお聞きしたいのと、備考欄のところもアクセント色について「基準を付加」という表現が入っていたりするので、現行のと改正案、見直し案とどこが変わったかご説明いただきたいのですが。

会長

さて、事務局のほうにお答えいただけますか。93ページの色彩基準の表の中ですね。

まちづくり推進課長 今のご質問は、現計画の表のほうで斜線に入っている箇所があると。現計画の表との違いのところなんですけれども、基本的に特に制限を変えているところはございませんで、現在のA3の表の一番下にございます大規模建築物等の部分を一般地域と景観形成重点地区の中に組み込んでいる形をとっておりますので、そこで少し編集を変えているという意味でございます。そういった意味で、いわゆる制限内容を変えたとか、それは特にない形でございます。

委員

3,000平米以上がそれぞれのところに入ってきてまして、今まで一般地域で3,000平米は強調色の基準が記載されていたのに、重点にはなかったというところで、そこを加わったのはよかったと思っておりますけれども、「左記以外」という表記についてと斜線になっている部分がどういう基準内容を示すの

かがこれだけではわかりにくいのではないかなど。私自身もどういう内容かを教えていただきたいのですが。

まちづくり推進課長 ちょっと内容のほうを整理して、確認した上でご説明をさせていただければと存じますので、申しわけございません。

会 長 強調色のところとアクセント色のところの表の中の記載の仕方ですね。「左記」というのが何を指しているのか、それ以外というのがどこを指しているのかということですね。そこをはっきりさせていただければ多分わかるのと、それから、斜線になっているのはどのような意味で斜線なのかということですね。

委 員 そうですね。

会 長 「該当せず」と書くのと同じ意味なのかということですね。その辺を少しわかりやすくお答えをいただければと思います。——じゃ、ちょっと検討してください。

委 員 ちょっと話は違うんですけども、この全体の資料2を見ながら考えていたんですけども、何となく腑に落ちないなと思っていたことは、景観計画を見直すときに、「見直しの背景」はこれは1つあるんですが、現状の景観がどう変わったかというのは、この5年間の間にも杉並区の景観がよくなったというのがだんだんふえているのは市民意識としてはあるんですけども、実態として見ると、極めて多くのみどりが失われたり、歴史的建造物が失われているような気がするんですね。それは、この景観協議の話をしているとちょっとわかりにくいんですけども、実際、景観協議の場ではもう既に失われた状態で出てきて、ちょっとだけ残すみたいな感じになることが多くて、多くの場合は大規模なお屋敷がマンションになってしまうみたいなことがありますよね。

あと、歴史的建造物は、文化財とまでは認められていないようなものでも、かなりの数の、まちの中では明らかに景観のランドマークとなっていたようなものとかが失われている。そういう景観のこの5年間、真摯に景観の変化とか、そのまずいこと、この景観計画ではできなかったことみたいなことも明確に本当は反省が必要で、その上でこの景観計画の見直しというふうにならないと、何となくシステム的な話と、あとはほかの課題、景観以外のいろんなものが変わったからちょっと景観も対応しなきゃならぬの、ものすごく景観そのものに向き合っていないような感じが何となくしてしまうんですね。

具体的には今のことなんですけれども、それが実はこの景観哲学、基本理念のところは何となく反映されていて、6ページにあるんですけども、例えば

「ゆとりの一体感のあるみどり豊かなまちなみを継承します」という言葉の下に並んでいるのは、やっぱり「緑化」とか、「連続性」とか、そういう話であって、今あるみどりの本当に大事なものを守っていくとかいう姿勢が余り見えない。要するに、みどりというのを量で捉えていて、みどりの量がふえればいいだろう、維持されればいいだろうみたいな感じに見えてしまう。本当はずっとこの地域にあった、あの樹木のあのみどりがいいみたいなものを守ることがすごく大事だと思うんですけども、何となくそういう感じがこの理念では見えにくいなど。

歴史的建造物については理念のところには一言でも触れていないとか、4番のところは「かおりを伝えます」となっていて、これも何となく非常に曖昧な表現になっている。なので、何かそのあたり、端的に言えば歴史的な景観のかなめとなってきたような樹木や建物が実際にこの5年でもかなり失われていて、それをしっかりと本当に守るということを景観計画でやらなきゃいけないくて、だからこそこの景観重要樹木とか、景観重要建造物を本当に真面目にやるんだというふうにちゃんとうたったほうがいいんじゃないかなというのが改めて、何となくそのあたりが余り明確に今回の計画の見直しの中ではうたわれていないのかなという。今さら何だという感じですけども、何となくずっと違和感があるのはそのあたりなんです。

実際に、実態もそんなに把握されていない可能性もありますが、何となく市民の気分として、イメージとしてよくなった、よくなったみたいなことだけが言っていて、本当にそうなのかなというのはちょっと冷静に踏まえないといけないかなというのが意見ですが、何かそのあたり、この段階でももうちょっとできないですかね。

会 長 大変即答しにくい意見兼質問が出ていると思うんですが……。

委 員 ただ、逆に言うと、せつかく景観重要樹木とか、景観重要建造物をやるんだと決めているのであれば、それをなぜやるのかというのが余りここに書いていないということかもしれないですね。何となく新しい施策をやるということだけが書いてあって、何のためにそれをやるかというのは今のような問題があるから、本当にそれを積極的にやるんだというふうなことで、しかも、それを少なくとも景観の基本理念のところにも少しでも反映させるように少し書き方を変えるというかですね。

今あるのは、基本的には景観事前協議とかを前提とした、新しく建つものに

対して少しいいものにしていこう、色を調整しようとか、みどりを少し植えようとか、そういうレベルの景観の議論を前提として何となく全体が進んでいるんですけども、そうじゃない、もうちょっと根本的な杉並が守るべきものを基本理念でもうたったほうがいいし、施策としては重要樹木と重要建造物はそれをできるものですので、1つ筋を通してほしいなという意見です。

まちづくり担当部長 そのあたり、樹木ですとか、歴史的建造物をどう評価して、どう取り扱うかというのを一元的に書くのはなかなか難しいところもあるかなと思っていました。ただ、おっしゃるとおり、今回、施策として景観重要樹木も入れておられますので、その前段、今回、計画を見直すに当たっての課題として、例えば届出の認知が低いとか、そういうところにとどめてはいますが、みどりの保全や、建造物についても、もちろんケース・バイ・ケースのところはあると思いますけれども、守っていくとか、そういった部分も少し課題というか、見直しした背景のところに書き込ませていただいて、それを受けてこういった改正をするということが少しストーリー立ててわかるような形にしたほうがよろしいかとは思っています。

実際、定量的にどういうふうになくなっているのかということになると、なかなか難しいところがありますが、これまでのいろいろなご指摘も踏まえて、背景として書かせていただければいいなと思います。

会 長

守っていくべきものとか、ここにも6ページで一番上の箱の中に「継承」していくものというワードは入ってはいるんですよ。一方で、同じように大事な四角囲みの中で「創出」していくとか、「形成」するとか、つくっていくというイメージも当然出てくるので、いずれか一方ということではなくて、両方大事なんだと思うんです。

多分その書きっ振りも若干あるのかなという感じもしますが、7ページの模式図を見ていると、「生活的要素」「自然・歴史的要素」「公共的要素」とあって、これは特性を模式的にあらわしているんですけども、これってある意思がもう出ていますよね。景観計画上の意思が出ているわけですね。これを大事だと思っているからこういう模式図になるんだろうし、あるいは守っていったり、さらに伸ばしていくという意思があるからこういう模式図になるのだと思うので、そういうものがもう少し、やっぱり模式図で書かれていることと本文の文章との対応関係がもっとわかりやすく、明確に強調されて書かれれば、ご指摘いただいたようなところは、十分ではないかもしれないけれども、

改善の余地はまだあるんじゃないかなという感じはしますね。

あとはもう根本的にこの章立てを変えるとすれば、課題だとか、見直しの背景みたいなどころにきちんと具体的な名称だとかも含めて書き込んでいくということでしょうね。樹木のことにしても、建造物にしても、保全すべき、守るべきというのが強調されるように書くべきなのだと思うんですが、そこのご判断はちょっとこの場ですぐ結論を出せないでしようから、全体の編集方針もあると思うんですけれども、そこは熟考していただければなというのが多分今の指摘の趣旨のポイントじゃないかなという感じはしますね。

ストラクチャーを大きくいじるというのは、きょうこの後のスケジュールを見ると難しかりょうという感じはしているんですけれども、大変更にならない範囲でもう少し書き加えられることがどの程度の範囲があるのかという、そういう範囲の中で少しご検討が可能であればしていただけたところですかね。

副会長

ずっと申し上げていますが、7地域 14 ゾーンはまだよくわからない。そもそもなぜ7地域なのかというのがまちづくり方針を見てもよくわからなかったんですが、手短に今の段階でというのを考えますと、重なっているところがまとまるのはいいと思うんですよ。ただ、14 ゾーンというのは、前の景観計画でも1キロの生活圏を考えてやったんですよと言っているものですから、何か一言、7地域の中にはそれぞれ生活圏が、駅南と駅北じゃないけれども、あって、それが「(阿佐ヶ谷)」、「(成田)」みたいな感じで出てくるというのを各地域の最初のところにはちょっと残しておいていただければいいかなと思います。

つまり、7地域でやっていいですけれども、その中に色が違うものがあるんだと。特に井草の場合、上下は同じような流れですけれども、例えば北と南に分かれる地域というのは、片方には川が流れているのに片方は流れていないとか、やっぱり違うんですよね。なので、そこはやっぱり意識してお書きいただければいいかなと思います。

もう1つは、先ほどどなたかの委員がおっしゃったんですけれども、私はここに住んでいるけれども、こっちを使っているという話は、当然生活圏を意識するので、そこにかかわる人たちは住んでいる人のみではなくて、利用者も当然かかわるんだみたいなどころはお書きいただけると誤解が生まれまいかなと。つまり、この間の荻窪の駅の計画がまちづくり協議会でなされましたけれども、あそこには荻窪の駅を利用する人も当然入ってもいいものだと思いますので、

そこが日常生活圏という意味でのまちづくりに参加する者の枠をちょっと意識しておいたほうがいいのかなどと思いました。

あと、色彩の指摘が多い割に形態がというお話がありましたが、これはやっぱり皆さんそれぞれお家を建てるときに合意がしにくいんだと思うんですが、色の場合にも「推奨」って書いてあるじゃないですか。だとしたら、上のほうの大きい面積でいろいろと規定したものが、小さい面積の場合にも上はこうしていますからこういったものが推奨されますというふうなリードをしてあげるぐらいのことはしてあげてもいいのかなと。そうすれば、ああ、こういうふうにするんだと気づいていただけるかなとも思います。

会 長

私からも1つだけよろしいでしょうか。

きょうの資料の見直し素案、ページで言うと8ページで、一章の「杉並区の景観特性」という中の文章なんですが、「生活的要素」、「住宅地」の中の「まちなみ変化」。何を言っているかという、この5年で幹線道路沿いに中高層が相当ふえてきたという話と、一方で宅地の細分化が進んで、かつてのような屋敷林のようなみどりも減ってきたということですよ。むしろ小規模化してきちゃっていると。こういう杉並区が住宅系の市街地をメインにしている地域であるという特性から見て、住宅地のまちなみの変化というのは、この景観計画を今回見直していく1つの動機にもなっていくような変化を捉えられているということだと思うんです。

こういうことに対して、計画でどう対応しているのかという、各地域なのか、本編の後段のほうでこういう特性や課題に対してどう計画で対応しようとしているのかというのがやはりちょっとわかりにくいですよね。これは多分、さっき先生もおっしゃった守るということ、重要建造物とか、樹木の話ともちょっと似通った指摘なんですけど、特性なり課題を捉えられているものに対して、計画上どのような対応をしようとしているのか。あるいは、それが1ページで全部おさまらないような、いろんなところに出てくるような話かもしれないので、そうすると、各地域ごとにこういう課題に対してこういうふうを考えていくという対応関係がないと、せっかくこれは特性を捉えられているんだけど、余り生きてこないんじゃないかという感じが拝見していて少し思いました。

これも、大きなストラクチャーを全面的に変えるという話ではないと思いますから、それぞれに対応可能なところに記述をしていく。あるいは、それこそ

今の先生のゾーンの話にもなるんだけど、こういうものが顕著に見られるゾーンは重点的に書くべきだろうし、そうでもないところについては余り触れなくてもいいのかもしれないけれども、そういうことがゾーンというか、ゾーンとは今回言っていないですが、地域ごとに違いが出てくるのではないかなという感じがいたしますね。というのが1点です。

さて、あときょうの審議会で大枠はこれを認めてほしいというのが事務局からの報告案件としての依頼なので、これを大きな方向性でお認めをして、次のステップに進んでいただくという方向で取りまとめはしたいとは思っているんですが、冒頭からまずは届出とか、事前協議のフローについて、ややちょっとわかりにくさとか、未整理のところがあったような気もしましたので、図版の記載の方法も含めてですね。ですから、きょうどう変更するということがご回答いただけないにしても、次のステップに進むまでに、条例の記載と本編の中に書かれている手順フローの関係がそごのないようにしていただいて、わかりやすく表現をしていただくということに尽きるのかもしれませんが、そのことが1点、最初に少し議論があったところかもしれません。

それから2番目については、いろいろな話があったので前後しますが、先ほど先生からお話があったのは、93 ページの表の中の記載、色ですね。強調色とアクセント色のところの記載の仕方だと思いますが、そこについてのわかりやすさというか、「左記以外」と「斜線」という表現があれでよろしいのかどうかということですね。

それから、区割りについては最後にも少し議論になりましたけれども、皆さんのご意見としては、大きな方向性としてはよかろうということだと思います。ただ、地元に住んでいる住民の実感としては、ややずれている感は否めないけれども、それは生活圏とこういう景観まちづくりをやるときの計画単位とのずれというのもあるのかもしれないから、そこはそれぞれの方々に生活圏のほうで貢献していただく部分と、こういう景観計画上の計画エリアのほうでご参加いただいたり、貢献していただく部分と両方出てくるかもしれませんが、おおむね方向性としてはいいんじゃないかと。

ただ、それについては、委員からもありましたけれども、括弧書きで入っている「(阿佐谷)」とか「(上井草)」とか「(西荻窪北)」とか、そういう「特出し」とよく言いますよね。特出ししているようなところについては、逆に言えば大事なことをちゃんと記載されているんだけど、最初の7つの地域の

ところにはそういう特出しの地域名称はこんなのがありますというのは全く出てきていなくて、後ろを見ていくと初見で出てくるので、ややわかりにくさがあるから、15 ページに、さっきの7つの地区で分けている模式図があったところだと思うんですけども、それぞれの地域によっては、地域名の(1)から(7)の下にというか、さらにサブにというか、小単位としてというか、「西荻南」とか、「西荻北」とかという記述、記載が出てくるということですよね。

副会長  
会長

ここで一くくりにしてしまわずに……。まあ、お任せしますけれども。

この中に、後のページのほうで特出しという言い方がいいのか、括弧書きで出てくるいろんな小さな範囲の名称。昔で言えば14と言っていたところが出てくると思うので、そういうものが例えば地形とか、歴史とか、ここに出てきているキーワードで言うと、自然的・歴史的要素とか、そういうものによって特に強調して記載されているものが後ろのほうに出てくるので、その目次ページになるようなものが15ページに記載されるといいのではないかとということなんです。

だから、15ページだけだと、7つの大きなゾーンだけしか見えないように見えてしまうので、それ以外に目次というか、どう言えばいいんでしょうね。ツリー構造にはならないんでしょうけれども、でもやっぱり、簡単に言えば井草の中に出てくるんですよ。自然的要素ではこういう地域、あるいは公共的要素ではこういう地域という。だから、それがぶら下がっているという構造がわかるような、何か名称との関係がわかるような図が1枚あるだけでも大分いいんじゃないですかねということです。表でもいいかもしれません。そうすると、後ろのほう、16ページ以降が割と読みやすくなっていくということです。

あとは全般的には、まだ図版についてはイメージ図段階なので、文章との対応関係はわかりません。その辺はもうお任せをいたしますので、精査をしていただければなと思いますけれども、大体こんなようなまとめ方でよろしいですかね。その上で、一応きょう資料報告のとおり、大きな方向性、枠組みについてお認めするというので、委員の皆さん方、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

会長

じゃ、そういうことで、これはお認めをするといいのかわかりませんが、了解をしましたということで、よろしくお願ひします。次のステップに進んでいただくようによろしくお願ひします。

さて、残り時間で、あとは報告ですね。専門部会の報告が残っていると思う

んですが、それを進めていただけますでしょうか。

まちづくり推進課長 それでは、資料の5番でございますけれども、「杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について」につきまして、最後にご報告させていただきます。

今回ご報告いたしますのは、平成27年10月28日に実施いたしました第5回景観専門部会の結果でございます。この第5回につきましては、公共施設に関する案件が多うございました。記載のとおり、(1)「仮称馬橋複合施設の新築」。それから、(2)「保育室堀ノ内の新築」、(3)「杉並区天沼三丁目複合施設複合施設等の新築」、(4)「(仮称)和田堀緑地の新設」ということでございます。

それから、平成27年12月9日に実施した第6回の景観専門部会、この際には、(1)「西荻平和児童遊園トイレの外観の色彩の変更」、(2)「八幡西橋の橋梁の色彩の変更」、(3)「春日橋の橋梁の色彩の変更」ということでそれぞれ出されてございます。それから、1枚おめくりいただきまして、(4)「井荻小学校敷地内の橋梁の色彩の変更」、(5)「(仮称)下高井戸公園パークステーションIの新築」ということで、以上が公共施設に関する事前協議ということでございます。それから、この12月の際には、大規模建築物の事前協議に関する報告ということで、「新佼成ビル(仮称)の新築」ということで出てございますけれども、これは従前のものからの変更に伴ってこうした報告がなされたところでございます。

なお、ただいまご報告させていただいたものの中で、1ページ目の(1)仮称馬橋複合施設の新築、2ページ目の(3)天沼複合施設の新築、それから6ページ目になりますけれども、(5)仮称下高井戸公園パークステーションIの新築につきましては、その届出が行われているということでございます。

私からは以上です。

会 長 どうもありがとうございました。

専門部会のご関係の先生方から何か補足はございますか。よろしいですか。

副 会 長 一言だけいいですか。5ページの八幡西橋の橋梁の色彩変更のところ、参考意見の1行目に、「周辺建築物が当該橋梁の桁や高覧の色彩と調和している」と書いてあるんですけども、これはおもしろくて、今塗ってある色に合わせて周りの家が青みがかったまちなみを形成していて、これは区のほうが塗りかえちゃうとバランスを欠くんじゃないかみたいなのがありましたので、一

応ご報告というか、おもしろかったです。そうやって、まちなみというのは徐々に徐々にできていくんだというのが実感できました。以上です。

会 長

インフラは影響が大きいということですね。

それでは、特に補足のお話、ご意見はないようですので、この6番の報告案件についてもこれで了承ということにさせていただきたいと思います。

それでは、ほかに委員の先生方から全体として特にございますか。よろしいですか。

なければ、これで審議会を閉会したいと思いますので、事務局のほうにお返しします。よろしくをお願いします。

まちづくり推進課長 どうもありがとうございました。景観計画につきましては、先ほど会長からもお話しいただきましたように、手続を進めてまいりたいと思っております。

今回のまちづくり景観審議会でございますけれども、先ほど冒頭でご説明したようなスケジュールを踏まえて、5月に28年度の第1回景観審議会として開催し、景観計画の改正につきましてご答申をいただければと思っております。

それでは、本日の景観審議会は以上でございます。ありがとうございました。

— 了 — (16時25分)